

一般社団法人 日本産科婦人科内視鏡学会定款

第1章 総則

名称

第1条 この法人は、一般社団法人 日本産科婦人科内視鏡学会と称する。英語ではJapan Society of Gynecologic and Obstetric Endoscopy and Minimally Invasive Therapy (JSGOE)と表記する。

事務所

第2条 この法人は主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

目的

第3条 この法人は産科婦人科領域における内視鏡に関する研究の進歩と発展を図り、もって人類・社会の福祉に貢献することを目的とする。

事業

第4条 この法人は前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 機関誌及びその他必要な出版物の刊行
- (3) この法人の目的に沿った各種学術的研究調査
- (4) 各国の関連学会との連絡並びに連携
- (5) 日本学術会議・日本医学会・日本医師会・日本産科婦人科学会・日本生殖医学会・日本婦人科腫瘍学会・日本内視鏡外科学会・その他諸団体との連携
- (6) 会員の技術認定
- (7) 会員の教育研修
- (8) 産婦人科領域における内視鏡手術の社会一般への啓発並びに普及活動
- (9) その他この法人の目的に必要な事業

第3章 会員

資格

第5条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同する医師、個人及び団体とする。

入会

第6条 この法人に入会しようとする者は、この法人が別に定める入会規定に従いこの法人にその旨を申し出て、理事長（代表理事）の承認を得なければならない。

2 再入会の場合も同様とする。

入会金及び会費

第7条 会員は、社員総会の決議を経て別に定められた入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会費は別に定めるところにより免除することができる。

3 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

4 再入会に際しては、入会金及び会費に加えて、退会、資格喪失（除名を含む）前の未納分の年会費を併せて納入するものとする。

会員の権利

第8条 正会員は、次の権利を有する。正会員以外の権利は別に定める。

- (1) この法人の主催する学術集会に参加すること
- (2) この法人の発行する機関誌に学術論文を投稿すること
- (3) この法人の発行する機関誌の頒布を受けること
- (4) 正会員は、第14条第5項に規定された社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

会員の称号

第9条 この法人に功労のあった者には、別に定めるところにより名誉会員又は功労会員の称号を授与することができる。

資格の喪失

第10条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 第7条の会費支払い義務を2年以上翌事業年度末前日までに履行しなかったとき
- (5) 休会中であるとき

2 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い義務を免れる。ただし、会費納入を含む未履行の義務は(2)の場合を除き、これを免れることはできない。

退会

第11条 会員は、別に定める退会届を、理事会に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 会員が退会しようとする場合は、既納の会費は事由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

3 会員が退会しようとする場合は、未納の会費は完納しなければならない。

4 退会した元会員が再入会を希望する場合は、理事長に再入会申請書を提出し、理事会で審査を行う。理事長は、入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

除名

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

2 ただし、社員総会において決議する前にその会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 除名された元会員が再入会を希望する場合は、理事長に再入会申請書と始末書および必要書類を提出し、理事会で審査し、社員総会で再入会の議決を行う。理事長は、入会を認めない場合は、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

休会

第13条

会員が休会しようとする場合は、別に定める休会届を期間及び理由を付して理事長に提出することができる。

2 理事長は、会員が留学、出産、育児、健康上の理由など正当な理由があると認める場合は、休会を承認することができる。休会期間は原則として2年間を上限とする。

3 休会中の者は、理事会において別に定める休会解除届を理事長に提出することにより、再び会員となる。

第4章 評議員

評議員

第14条 この法人の会員のなかから会員数の7%を限度として選任される評議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）に規定する社員とする。

2 評議員は別に定める評議員選任規則により選任する。

3 第2項の評議員選任において、評議員となる資格を有する会員は他の会員と等しく評議員に立候補する権利を有する。

4 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

5 評議員は法人法に規定された次に掲げる権利を、この法人に対して行使することができる。

(1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

(2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）

(3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）

(4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）

(5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）

(6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）

(7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

6 評議員は次に掲げる各号に該当する場合には評議員資格を失う。

(1) 会員の資格を喪失したとき。

(2) 原則として満65歳に達したとき。但し、任期の途中で該当年齢に達した場合には、事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時をもってその資格を失う。

(3) 定時および臨時社員総会に6回連続で欠席したとき。

7 一度評議員が評議員の資格を喪失した後、再度評議員となることを申請しようとするときは、その資格の喪失の日から2年を経た後でなければならない。

第5章 社員総会

構成

第15条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2 社員以外の会員は社員総会に出席し、議長の了解を得て意見を述べることができる。ただし、決議には参加することはできない。

権限

第16条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員となる資格並びに入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

開催

第17条 社員総会は、定時社員総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合には臨時社員総会を開催する。

招集

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 臨時社員総会は、理事会が必要と認めたとき、理事長が招集する。

3 前項の他、社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

議長及び副議長

第19条 社員総会の議長及び副議長は、当該社員総会において社員の中から選任する。

議決権

第20条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

決議

第21条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 基本財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

書面による決議等

第22条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的記録をもって議決権を行使し、又は他の社員を代理人として議決権を行使することができる。

2 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

議事録

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録は、議長及び当該社員総会において社員から選任された出席社員の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

会員への通知

第24条 社員総会の議事の要領及び決議した事項は、この法人の機関誌に掲載し、会員に通知する。

第6章 役員、幹事長、副幹事長、幹事、委員会及び職員

役員の設定

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以内
- (2) 特任理事 若干名
- (3) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長、2名以内を副理事長、15名以内を常務理事とする。

3 第2項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長、常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

役員を選任

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。特任理事は評議員または幹事の中から理事会で選任する。理事及び特任理事の選任資格については別に定める。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 理事、特任理事及び監事は相互に兼ねることができない。

第27条 この法人の理事及び特任理事のうち、理事及び特任理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が理事現在数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。

2 この法人の監事は、この法人の理事、特任理事及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

理事及び特任理事の職務及び権限

第28条 理事及び特任理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長及び常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 3 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事会が後任の理事長を選任する。
- 4 副理事長及び常務理事に欠員を生じた場合は、理事会の承認を経て補充することができる。
- 5 この法人の業務を処理するため、若干名の特任理事を置くことができる。特任理事は理事会と常務理事会に出席し意見を述べるができる。ただし議決権は有さない。

監事の職務及び権限

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければならない。

4 監事は、前項の報告をするため必要があると認めるときは、理事に対し理事会の招集を請求することができる。

5 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。

役員任期

第30条 理事及び特任理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、別に定める条件を満たせば再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 理事及び特任理事は、次の号に該当する場合には理事及び特任理事の資格を失う。

- (1) 原則として満65歳に達したとき。但し、任期の途中で該当年齢に達した場合には、事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時をもってその資格を失う。

役員解任と損害賠償責任

第31条 理事、特任理事又は監事が次の各号の一に該当するときは、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議により解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 役員たるにふさわしくない行為があったとき
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 ただし、社員総会において決議する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

3 理事、特任理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任はすべての会員の同意がなければ免除することができない。

幹事長、副幹事長、幹事及び委員会の設置

第32条 この法人の業務を処理するため幹事長1名、副幹事長3名及び幹事40名以内を置く。幹事長、副幹事長及び幹事は、理事長の業務執行及び副理事長並びに常務理事の業務の分担執行を補佐するため、理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。幹事長及び副幹事長は理事会（常務理事会も含む）に陪席するものとする。幹事の設置規定及び職務は、理事長が理事会の議を経て、別に定める。幹事のうち1名は代表幹事の任にあたり理事会（常務理事会は含まない）に陪席するものとする。

2 この法人の、事業の円滑な遂行をはかるため、理事会の議を経て各種委員会を設けることができる。委員会は、その目的とする事項について、調査、研究、又は審議する。委員会の設置規定は、理事長が理事会の議を経て、別に定める。

役員、幹事長、副幹事長及び幹事の報酬

第33条 役員、幹事長、副幹事長、幹事及び委員会委員は、無報酬とする。

事務局及び職員

第34条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

2 職員は、理事会決議に基づき理事長が任免する。

3 職員は、有給とする。

第7章 理事会

構成

第35条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事及び特任理事をもって構成する。

3 監事は理事会に出席するものとする。

4 理事会の議長は、理事長とする。理事長に事故がある時は、予め定めた順序に従い、その他の理事がこれに当たる。

権限

第36条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事、特任理事の職務執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選任及び解職

(4) 理事、特任理事の設置規定及び職務の決定

(5) 幹事の設置規定及び職務の決定と幹事構成員の選任

(6) 委員会の設置規定、運営規程及び職務の決定と委員会構成員の選任

(7) 臨時委員会の構成、設置、改廃の決定

招集

第37条 理事会は理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたとき又は理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長が発議した日又はその請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会を招集するときは、理事長は、その議案及び協議事項をあらかじめ役員に通告しなければならない。

- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは副理事長が理事会を招集する。
- 4 理事長及び副理事長が欠けたとき又は理事長及び副理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

決議

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

3 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

議事録

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事が署名押印の上、これを保存する。

第8章 学術集会・学会賞・武内賞

学術集会

第40条 この法人は、学術集会を毎年1回学術集会長が主宰して開催する。学術集会長は、別に定めるところにより社員総会で選任する。

学会賞等

第41条 この法人は、産科学及び婦人科学の進歩・発展に貢献する優秀な業績に対して別に定めるところにより学会賞、武内賞を授与することができる。

第9章 資産及び会計

基本財産

第42条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために不可欠な財産として、社員総会で定めたものとする。

3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときはあらかじめ社員総会において、社員現在数の3分の2以上の決議を得なければならない。

4 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供してはならない。ただし、この法人の業務遂行上やむを得ない理由があるときは、社員総会において、社員現在数の3分の2以上の決議を得なければならない。

5 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

6 この法人は目的に応じた特定資産を設けることができる。

事業年度

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

事業計画及び収支予算

第44条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

事業報告及び決算

第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち、重要なものを記載した書類

第10章 定款の変更並びに解散

定款の変更

第46条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

解散

第47条 この法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議によって解散する。

剰余金の処分制限

第48条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

残余財産の帰属

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会において、社員現在数の3分の2以上の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告・通知の方法

公告の方法

第50条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

通知の方法

第51条 この法人の通知事項は、書面又は電磁的な方法により会員に通知する。

第12章 附則

最初の事業年度

第52条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から平成26年3月31日までとする。

平成25年4月1日法人成立

平成25年6月28日一部改定

平成27年6月26日一部改定

平成27年9月12日一部改定

平成28年6月30日一部改定

平成28年9月3日一部改定

平成29年6月30日一部改定

平成30年6月8日一部改定

令和元年6月21日一部改定

令和3年6月18日一部改定

(附則の設立時のみに係る項目は省略)